

障がい者の短時間雇用で課題解決に取り組みませんか？



**障がい者短時間雇用アドバイザー
が課題解決にむけ、無償でサポートします！**

..... こんな「お悩み」ありませんか？

求人をしても
応募が来ない！



採用しても人材
が定着しない！



障がい者の
雇用義務が
達成できない！



これまでは週20時間未満での障がい者雇用は法定雇用率の算定対象外でしたが

**令和6年4月から週10時間以上20時間未満で
就労する障がい者も算定対象になります！**

..... どんな「サポート」が受けられるの？

業務の切り出し
創出のサポート

求人票の作成
のサポート

採用のサポート

福祉機関との
連携のサポート

上記はあくまでサポートの一例です。

お困りごとがあればまずはお相談下さい！



株式会社アルファプランニングは三重県から委託を受け
企業の障がい者短時間雇用を支援しています

令和6年度からの短時間雇用算定法

POINT!

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障がい者、重度身体障がい者及び重度知的障がい者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります！

雇用率制度における算定方法 赤枠が本年から適用される部分

週所定労働時間	30H以上	20H以上30H未満	10H以上20H未満
身体障害者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
精神障害者	1	1	0.5

労使双方にメリットを期待される制度です！



雇用企業

- ✓ 労働力不足の解消
- ✓ 業務を切り出しやすい
- ✓ 社会的責任(CSR)を果たせる

障がい者

- ✓ 環境に慣れて、業務に自分のペースで取り組みやすい
- ✓ 関わる業務を絞れる
- ✓ 体調や体力に合わせて働ける

短時間雇用事例

勤務形態

平日 9時00分～12時00分
パートタイム勤務

POINT
3時間×5日の
週15時間勤務

業務内容

- ・ データ入力 ・ 清掃 ・ 庶務
- ・ SNS広報アシスタント

配慮・工夫

- 1 指導係を支援員から事前レクチャーを受けた従業員1名に限定
- 2 専用の執務スペースを(書棚等に囲まれた簡易スペース)を用意
- 3 通院の際は勤務日や時間の変更に対応
- 4 所属する同じ部署の同僚にも障がい特性について事前に説明を実施

お問合せ先

株式会社アルファプランニング
四日市事務所
〒510-0075 三重県四日市市安島2丁目 3-19南川ビル 4階

059-390-2005

ap-mail@a-sta.jp

HP

メール

「お気軽にご相談ください」

